

# NEWS&TOPICS

## まちづくり幻燈会

～パートナーシップでつくるまちづくり～

みんなで作るぬくもりのあるまちづくりを一緒に考えてみませんか。

■内容 ○絵本で見るまちづくり幻燈会&講演会  
／講師 延藤安弘氏(千葉大学工学部教授)

○まちづくりワークショップ／協力 「女と男のいきいきフォーラム」実行委員

■日時 3月16日(金)午後1時30分～4時

■場所 市民会館

■定員 100人

■保育 満1歳以上の幼児(定員10人)

■申込み 健康都市推進室(内線277)へ。定員になり次第締切ります。

## 向日市福祉問題審議会

### 保育行政のあり方を市長に答申

福祉問題審議会は、「市民のニーズにこたえる保育」「市立保育所の効率的運営」「保護者の負担金」のあり方について、諮問されたもので、学識経験者や保護者代表などが、論議を重ねてきました。

答申では、「子育て支援センターの順次開設」「保育所の保育時間の延長」「子育て支援センターを利用した一時保育事業の必要性」などが提案されています。



▲戸江茂会長から答申書が手渡される(1月18日)

## 公民館クラブ学習発表会

### 舞台発表の部



3月11日(日)午前10時30分～午後4時

市民会館ホール

【午前の部】合唱・合奏・舞踊

【午後の部】民謡・謡曲・詩吟・体操・舞踊

お問い合わせ 中央公民館 ☎932-3166

### 展示発表の部

上植野公民館 ☎921-0012 2月17日(土)・18日(日)

寺戸公民館 ☎933-0031 2月24日(土)・25日(日)

森本公民館 ☎931-1183 3月3日(土)・4日(日)

中央公民館 ☎932-3166 3月10日(土)・11日(日)

## 「児童虐待の防止等に関する法律」ができました

昨年5月に「児童虐待防止法」が制定され、11月20日に施行されました。この法律では、「何人も児童に対し、虐待をしてはならない(児童虐待の防止)」ことが規定されています。

### 児童虐待を見つけたら・気付いたら

余計なお世話とせずに、下記の最寄りの機関までご連絡ください。情報源の秘密については守られます。

■京都府京都児童相談所 ☎432-3278 ■向日市家庭児童相談室 ☎933-1199

### 児童虐待とは

- 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 児童にわいせつな行為をすること、又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食、又は長時間の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

子育てに悩んだり、困ったら 上記の機関のほかに、下記の最寄りの施設にご相談ください

子育て支援センター「ひまわり」☎935-0267 子育て支援センター「秋桜」☎932-1108

## 物集女コミュニティセンター



☎921-1514  
物集女町北ノ口33

## 寺戸コミュニティセンター



☎933-8410  
寺戸町山縄手11-3

## 鶏冠井コミュニティセンター



☎931-4102  
鶏冠井町上古8-8

## コミュニティセンターは市内に6か所あります

# サークル活動にご活用ください

市では、生涯学習を進める施設として、市内に6か所のコミュニティセンター(コミセン)を設けています。

各コミセンでは、趣味を活かしたサークル活動をはじめ、文化講座・健康教室など、地域コミュニティの場として、幅広く活用していただいています。憩いや交流の場としてご利用ください。

### ●利用できる対象は?

市民であれば、どなたでも気軽にご利用いただけます。ただし、営利目的の使用や、政治的、宗教的活動などには利用できません。

### ●申込みの方法は?

申込みは、利用日の2か月前からできます。所定の使用申込書に必要事項を記入して各コミセンに提出してください。使用許可証を交付します。

### ●利用できる時間は?

●開館時間 午前9時～午後9時30分

●受付時間 午前9時～午後5時(土曜日は正午まで)

●休館日 月曜日・祝日・年末年始

### 催しにもご参加ください

コミセンでは、自主事業として、作品展、発表会やさまざまな講座、教室などを実施し、地域住民の交流を図っています。催しの案内は、事前に「広報むこう」でお知らせします。ぜひご参加ください。



▲寺戸コミセン合同学習発表会(平成12年10月26日)

## 向日コミュニティセンター



☎932-1826  
向日町南山3-3

## 西向日コミュニティセンター



☎921-0066  
上植野町御塔道7-5

## 上植野コミュニティセンター



☎922-3580  
上植野町桑原1-3

## 消費者の利益を守る

# 「消費者契約法」ができました

平成13年4月1日施行

消費者と事業者とのあいだで結ぶすべての契約(労働契約を除く)を対象とした新しいルールです。

### 次のような場合に契約の取消しができます

- 販売時の説明がウソだった。
  - 消費者に有利な事実のみ告げて、不利な事実を故意に告げなかった。
  - 将来の価額や受取額が不確実な商品について「値上がり確実」などの断定的判断を提供し、消費者を誤認させて契約した。
  - 勧誘のとき、長時間にわたり、居座って、消費者が帰ると伝えても帰ってくれず、困った末に契約をした。
- などの場合です

### クーリング・オフとは何が違うのか

○クーリング・オフは訪問販売などで契約した場合、一定期間(訪問販売では8日間)内であれば、無条件で解約できます。

○消費者契約法では、事業者の勧誘内容に問題があって、困惑したり、勘違いして契約したと気がついたときから、6か月の間は取消ができます。取消になった場合、消費者・事業者双方で元に戻す(原状回復)義務があります。

### 消費生活に関する相談・お問い合わせ

- 向日市産業振興課 ☎931-1111 (内線241)
  - 京都府消費生活科学センター ☎821-0120 (相談専用)
- <http://www.pref.kyoto.jp/shohise/index>

### 消費生活相談をご利用ください

買物や商品の品質、サービス、訪問販売や契約のトラブルなど消費生活に関する疑問、苦情などお気軽にご相談ください。

●毎週水曜日午後1時～午後4時・市民相談室(本館1階)

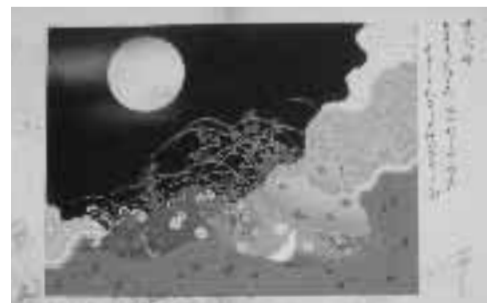
お問い合わせ 産業振興課(内線241)

## 展覧会

# 木版画デザインの美

3/4(日)まで  
向日市立図書館

図書館では、展覧会「木版画デザインの美」を3月4日まで開催しています。日本の伝統産業として栄えてきた染織のための図案集に利用されている、百人一首、玩具や人形などの木版画を中心に、約80点の作品をご紹介します。また、大正ロマンを代表する美人画で名高い竹久夢二が、封筒などにデザインした木版刷り24点も展示されます。



百人一首(小倉のにしき)

図書館 | 向日市寺戸町南垣内40-1  
☎931-1181

午前10時～午後5時(月曜・祝日・月末休館)  
入場無料